

公 告

通関業法第3条第2項の条件を下記のとおり変更したので公告する。

記

- 1 通関業者の名称及び所在地  
日本通運株式会社  
東京都千代田区神田和泉町2番地
- 2 営業所の名称及び所在地  
日本通運株式会社大分支店大分海運事業所コンテナターミナル  
大分県大分市大字大在6番地国際貿易センター冷凍冷蔵倉庫2階
- 3 変更後の条件  
コンテナ及びその修理用部分品、コンテナシール、船用品の通関業務に限る。
- 4 変更年月日  
令和8年7月1日

令和8年6月12日

門司税関長 弓 削 州 司